

一関地区広域行政組合議会公印規程

平成18年6月6日

一関地区広域行政組合議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、一関地区広域行政組合議会における公印の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印)

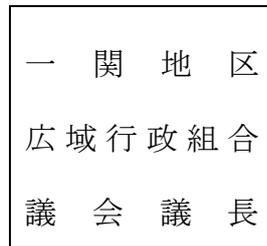
第2条 公印の名称、書体等及び様式は、次のとおりとする。

公印の名称	様式	書体	寸法(mm)	個数
一関地区広域行政組合議会印	1	てん書	方20	1
一関地区広域行政組合議会議長印	2	てん書	方20	1
一関地区広域行政組合議会副議長印	3	てん書	方20	1
一関地区広域行政組合議会事務局長印	4	てん書	方20	1

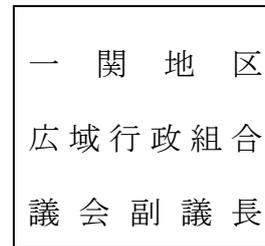
(1)



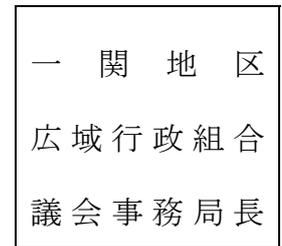
(2)



(3)



(4)



(公印台帳)

第3条 書記は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。

(その他必要な事項)

第4条 この訓令で定めるもののほか必要な事項は、一関地区広域行政組合公印規程（平成18年一関地区広域行政組合訓令第6号）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年6月6日から施行する。